

官報

号外

平成八年五月三十日

第百三十六回 衆議院會議録 第三十号

平成八年五月三十日(木曜日)

議事日程 第十九号

午後二時開議

第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に關し承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に關し承認を求めるの件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)、郵便振替の預り金の民間災害救済事業に対する寄附の委託に關する法律案(内閣提出、參議院送付)及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)の趣旨説明及び質疑

平成八年五月三十日 衆議院會議録第三十号

午後二時三十分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(土井たか子君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

谷川和穂さんから、六月五日から十二日まで八日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に關し承認を求めるの件

○議長(土井たか子君) 日程第一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に關し承認を求めるの件、右兩件を一括して議題とし

たします。

委員長長の報告を求めます。商工委員長甘利明さ

ん。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に關し承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔甘利明君登壇〕

○甘利明君 ただいま議題となりました法律案及び承認を求めるの件につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、公正取引委員会の機能の強化を図ろうとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、現行の事務局にかえて事務局総局を置くこととし、その内部組織として事務総長を置き、その職務を定めるほか、官房及び局を置く等所要の措置を講ずること、

第二に、公正取引委員会の委員長及び委員の人数をより幅広い範囲から行う観点から、今後任命される委員長及び委員の定年を六十五歳から七十歳に引き上げること等であります。

また、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に關し承認を求めるの件は、公正取引委員会の機構改革の一環として、同事務局の地方事務所を合理的に再編すること

により事務の効率性等の向上を図るため、近畿事務所の管轄区域を変更し、近畿中国四国事務所とするともに、同事務所の支所を広島市及び高松市に設置することについて、国会の承認を求めるものであります。

両案件は、いずれも五月二十二日当委員会に付託され、去る二十八日堀山内閣官房長官から提案理由の説明を聴取した後、両案件を一括して質疑を行い、終了いたしましたところ、法律案については、自由民主党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけの三党派から、施行日を公布の日に改める修正案が提出され、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました。また、承認を求めるの件は、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

議員請暇の件 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案外一件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)、郵便振替の預り金の民間災害救済事業に対する寄附の委託に関する法律案(内閣提出、参議院送付)及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、参議院送付、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便振替の預り金の民間災害救済事業に対する寄附の委託に関する法律案及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。郵政大臣日野市朗さん。

〔國務大臣日野市朗君登壇〕

○國務大臣(日野市朗君) 郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便振替の預り金の民間災害救済事業に対する寄附の委託に関する法律案、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、以上三件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、要介護者である郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、要介護者が預入する定期郵便貯金について利率の特例を定めようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

要介護者が省令で定めるところにより預入する定期郵便貯金について、利率の特例を定めようとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

次に、郵便振替の預り金の民間災害救済事業に対する寄附の委託に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、天災その他非常の災害に際して行われる民間の発意に基づく被災者の救済の充実に資するため、郵便振替の加入者がその口座の預

かり金の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、郵政大臣は、天災その他非常の災害があった場合において寄附の委託を受けることを必要と認めるときは、寄附の委託を受けることができる期間を定めることとするものであります。また、郵便振替の加入者は、その期間内に、その口座の預り金の全部または一部について払い出しの請求をするともに、その払い出しに係る金額を、民間の発意に基づく被災者を救済する事業を行う団体に寄附することを郵政大臣に委託することができるとするものであります。

第二に、郵政大臣は、寄附の委託があった場合は、寄附の委託を受けることができる期間が経過した日において、加入者の口座から払い出しの請求に係る預り金を払い出し、当該払い出しの金額を取りまとめ、民間の被災者を救済する事業を行う団体を公募してその申請を受けた上、寄附金を配分する団体及び配分する金額を決定することとするものであります。

なお、郵政大臣は、寄附金を配分すべき団体に對し守らなければならない事項を定めることができるとするとともに、寄附金を配分すべき団体等の決定をするには、関係行政機関の長と協議し、かつ政令で定める審議会に諮問しなければならないこととするものであります。

また、郵政大臣は、寄附金を配分した団体に対し配分した寄附金の使途について監査を行うこととするとともに、寄附金を配分した団体が守らなければならない事項に違反したときは、配分金の全部または一部の返還を求めることとするものであります。

第三に、郵政大臣は、寄附金を配分した団体に交付するまでの間、資金運用部に預託することができるとし、預託した結果生じた利子は寄附金に充てることとするものであります。

また、郵政大臣は、寄附金に関する経理状況を公示することとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からとしております。

最後に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

その内容は、主たる被保険者または配偶者たる被保険者のいずれか一方が死亡した日から年金を支払う夫婦年金保険を設けること、この夫婦年金保険については、加入申し込み時に被保険者の健康状態について告知を受けるようにすること等であります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日からとしております。

以上が、これら三法律案の趣旨であります。

(拍手)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)、郵便振替の預り金の民間災害救済事業に対する寄附の委託に関する法律案(内閣提出、参議院送付)及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明に対する質疑

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。古賀一成さん。

〔古賀一成君登壇〕

○古賀一成君 新進党の古賀一成でございます。ただいま提案のありました郵便振替の預り金の民間災害救済事業に対する寄附の委託に関する法

律案、いわゆる災害ボランティア口座法及び郵便貯金法の一部を改正する法律案、この二法案につきまして、新進党を代表し、総理及び郵政大臣に質問をいたします。

本法案は、言うまでもなく、昨年一月に発生いたしました阪神大震災において、これまで行政が意義を軽く見ていた民間ボランティア団体の大活躍を目の当たりにし、これを踏まえ、また国際ボランティア貯金の成功に倣い、郵政省より提案をされたものであります。

趣旨、目的にだれしも異議を挟むものではないと思いますが、より大きな視点でこれを評価するとき、ボランティア行政全体に関する戦略、理念、とりわけボランティアの基本的な法的位置づけを欠いたまま、ひとり郵政行政が先行し、資金の交付を行うだけの制度になっている点に疑問を持つのであります。

これからの日本社会を支え、変えていく可能性を秘めた、重要でかつ野の広いボランティア活動というテーマに、一省庁の施策が突出してスタートすることに懸念をいたします。

さらに言えば、我々新進党が提案しているNPO法案のようなボランティア支援の基本法制をたなざらしにしたまま、従来の縦割り行政の中で、ばらばらに法制がつくられるのではないだろうか。結果として、活力ある多面的地域社会の旗手として今後期待されるボランティア活動が将来縦割り行政に翻弄されることになりはしないかと危惧するものでございます。

まず、ボランティア団体の概念、そして人格付与のあり方、寄附金に対する税制上の位置づけを明確にする基本法制たるNPO法案を成立させるべきではないか。百歩譲っても、本法が提案された以上、速やかにNPO法案の審議を開始し、その成立を図るべきではないか。この筋論に對しどう答えられるか、総理の御所見をお伺いいたします。

次に、阪神大震災を教訓として提案された本法

の審議に際し、この際、災害対策基本法の全面改正の可能性についてお伺いをいたしたいと思ひます。

六千三百名余のたつと人命の犠牲の上に我々が得た教訓は極めて重く、真摯に後世に伝えるべきものであります。その教訓とは何であつたか。阪神大震災発生時の総理であつた村山総理は、その後の国会答弁で、今後は総合的に万全の対策を講じると幾度となく弁明をされました。しかし、その後の震災対策に係る補正予算の編成、災害対策法制の整備のあり方を見ても、約束された総合的・万全の対策にはほど遠い措置と言わざるを得ません。

今回、災害ボランティア口座法が提案されたところでありますが、これは災害対策としてはごく一部の対応にすぎません。また、ボランティア法制度としても総合的法制と言ふにはほど遠いものであります。阪神大震災の重い教訓を受け、政府は約束された総合的災害対策をどのように構築しようとしておられるのか。どの程度進めれば熱心忘れるでは許されませんか。私は新しい災害対策基本法を制定すべきと考えますが、総理の御見解を伺います。

災害対策は全庁にまたがる問題であるだけに、政治とりわけ内閣の長たる総理のリーダーシップなしに新しい総合災害法制は構築し得ないのであります。所信表明演説以来今日まで、総理の答弁を聞くに、官僚主導の感を否めません。総理としてのリーダーシップ感あふれる御答弁を期待するものであります。

次に、本法案の内容に移らせていただきます。本法は、災害発生後に国民の善意を郵便振替により寄附金として集め、郵政大臣、具体的には郵政省貯金局が審議会に諮った上でボランティア団体へ交付するものであるとあります。ボランティアに国が援助をするという点において一歩前進と評価したいのでありますが、私はこの制度に潜む幾つかの問題点を指摘せざるを得ません。

第一点は、本制度は、国民の善意たる寄附金を全国津々浦々から中央に集め、霞が関で配分の決定を行うというこれまでの中央集権型補助金行政と全く同じ発想、手法がとられていることとあります。

災害対策は、緊急を要するという意味で即時的であり、災害現場が最も重要という意味で極めて即地的な問題であります。一方、ボランティア団体は中央官庁と最も遠い存在とも言えます。現地で生の声と生の姿が反映されるシステムが必要ではないでしょうか。審議会に諮る手法も従来どおりであります。果たして血の通った敏速な対応になるのでしょうかと危惧されます。

なぜこのような中央集権的な手法を採用したのか。まさに災害ボランティアこそ地方分権に最適の問題ではないでしょうか。今後地方分権の一步をさらに進めるためにも、本制度のシステムを地方が主体性を持つ仕組みに今後変える考えはないか、郵政大臣に所見をお伺いするものであります。

次に、本法の運用の問題について指摘をいたしたいと思ひます。

本法の仕組みによれば、ボランティアが走り回っている災害の最中に、ボランティア団体に配分申請を求めることになるのであります。申請手続にたけている団体のみが交付を受けることになるのではないかと。また、資金に当然限界があるとすれば、交付の対象にならなかつたボランティアは、勇気づけられるどころか、逆にディスカレッツ、すなわちやる気を傷つけられることにはならないか。このような問題について、郵政省はどう認識し、運用において配慮しようとしておられるのか。

また、あわせて、国際ボランティア貯金のよう恒常的でより公平で緻密な審査ができる制度に組みかえることもこの際検討すべきではないかと思ひますが、郵政大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、提案されているもう一本の法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案について質問を行いたいと思ひます。

本改正案は、要介護者を対象に、すべての定期郵便貯金について利率の二割上乗せを行うとともに、ゆうゆうローンの貸付利率を軽減しようとするものであります。

超高齢化・少子社会の進展の中で要介護者に政策の目が向けられる、このことに基本的には賛意を表するものであります。しかし、本件についても、災害ボランティア口座の創設と同様、政府全体で総合的な施策体系が十分議論されぬまま郵便貯金の利率上乗せというごく限られた施策が先行することに疑問を呈せざるを得ません。

要介護者に対する支援策は、まず社会保障政策全体の中で議論すべきではないでしょうか。厚生省をさておき、郵政省単独で要介護者への金利の優遇措置を先行させた理由を郵政大臣にお伺いいたします。

公的介護保険制度についての国民的議論の中で、公助、共助、自助の全体的バランスのあり方をどう考えるか、保険者のあり方、民間セクターの役割はいかにあるべきかを十分に検討し、それを踏まえた上で本制度を導入しても遅くないのではないかと指摘せざるを得ないのであります。

老人保健福祉審議会報告においては、高齢者介護問題について、従来の医療・福祉制度のリエンジニアリング、つまり発想と運営方法の転換がうたわれておりますが、今回の改正は発想の転換に欠ける、縦割り行政そのものというそしりを免れません。この二つの指摘に郵政大臣はどう答えられるのか、お伺いをいたします。

次に、本改正案によれば、利率上乗せの対象となる貯金は総額五百万円の制限が設けられております。また、利子についても課税されることとなっております。現在の一年定期を例にとれば、低金利時代ゆえに下限措置である〇・二％の上乗せが適用となるわけでありますが、限度額五百万円でも年間一万円、課税後は八千円、月に換算すれば六百七十円に満たないのであります。介護者優遇をうたいながら、余りにも優遇が小さ過ぎるのではないかと。

その改善の一環として、上乗せ利率分の利子についてせめて非課税とし、あわせて要介護者の郵便貯金の非課税限度額を拡大すべきとの声もありませんが、郵政大臣の考え方はいかがでありますでしょうか。

また、郵便貯金事業は平成八年度に七千三百五十億円の単年度黒字を計上し、累積利益も三兆円を突破するやに聞きます。この主原因は著しい低金利情勢によるものであり、国民はこの低金利により利子の目減りを余儀なくされているのであります。

今般の要介護者への利率上乗せにより、幾らの還元が国民にされるのでありましょうか。少なくとも要介護者には単年度黒字のある程度は還元すべきと思ひますが、本スキームで今年度利益の何％が還元されるのか、説明を求めます。

最後に、質疑の総括を兼ねて、縦割り行政を超えた総合的政策の確立の必要性について、総理及び郵政大臣に見解をお伺いいたします。

今般、政府より提案のあつた災害ボランティア口座の創設及び要介護者への郵便貯金の利率上乗せとともに、ボランティア法制のあり方、介護支援システムのあり方という大きな視野から総合的に「よいことならいいではないか」のやり方で、総合的な施策体系を検討構築されたいまま、断片的に各省庁が個別に施策を打ち出し、政治が追認をする、これが今日までの官僚主導の政治、縦割り行政のやり方でありました。

これまでの高度経済成長の時代、制度そのものが十分でなかつた時代はそれでよかったのかもしれませんが、今や日本は身動きがとれないほど制度や利害が錯綜する社会となり、一方で地球上未曾有の高齢化社会を目前にしながら、世界有数の

財政赤字国に転落をしているのであります。

今こそ、省庁を超える大きな政策について、縦割り行政、縦割り族政治を総合化していく努力が求められていると言っても過言ではありません。縦割りという小世界、小さな縦割り社会の政策から、縦割りを越えた総合的、体系的な政策、すなわち大世界の、大きい世界の政策ともいえるべきものが、今の政治と行政に求められているのではないのでしょうか。国民の怒り渦巻く住専問題もエイズ問題も、まさに縦割り化し小世界化した金融行政、業務行政、そしてそれに従属する族政治の所産ではないでしょうか。

私は、政治ひいては行政のダイナミズムを回復するために、国会が縦割り行政に縛られず、総合的に政策論議を行う場の拡大が不可欠と考えるものであります。そのために、総合的論議を行うべき重要政策課題について、例えば高齢化社会総合特別委員会あるいは経済構造改革総合特別委員会といった、縦割りの壁を超え多数の省庁が参画をいたし総合的に政策を論ずる総合特別委員会を国会に設置する、さらに、そこでのすべての政策論議がテレビの中継を通じて国民に生の姿で伝わる、こういう新しいシステムを設けるべきと考えます。そうするならば、政治は国民の心に復権し、行政も新しい活力の源を得ると確信するものであります。

今般の二法の提案を機に、ますますその意を強くしたところであります。この国会に長らく議席を置く議員人として、また行政をつかさどる総理として、あるいは大臣として、この提案にどのような所見をお持ちか、最後にお聞きいたします、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 古賀議員にお答えを申し上げます。

まず、NPO法案についてのお尋ねがございました。

既に新進党から法案が提出されておりますほか、与党においても、現在、今国会に提出されるべく鋭意検討をされていると聞いております。いづれにいたしましても、高齢化の進展など我が国の経済社会を取り巻く環境に大きく変化が生じている。これに適切に対応していくためには、ボランティアあるいは市民活動団体が行う市民活動の活発化が重要であります。今後十分御議論をいただくべき課題だと考えておりますが、いかなる手順で議論をすべきかは、これは立法府で御検討いただくべきことだと思っております。

次に、新しい災害基本法の制定について御意見がございました。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、昨年十二月、災害対策全般に係る基本的な法律である災害対策基本法を大幅に改正し、緊急災害対策本部の設置要件の緩和、組織の強化並びに本部長の権限強化などを行ったばかりであります。政府としては、改正後の災害対策基本法に基づいて総合的な災害対策を推進していくことが重要と考えて、今後とも努力をしていくべき課題だと考えております。

次に、縦割り行政に縛られない国会のあり方について見解を求められました。

国会が重要な問題について総合的な観点から御議論を行われる、そしてそれを国民に広く知っていただくことは、議会制民主主義の健全な発展と

国民の国政参加という観点から極めて大切なことだと私も思います。必要に応じて、現在におきましても、特別委員会を設置されたり、あるいは国会テレビがその範囲を順次拡大するなどされておられますけれども、今後とも国会において議論が尽くされ、範囲が拡大していくことに我々も異論のあるものではないと思っております。これを申し上げておきたいと存じます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣日野市朗君登壇)

○国務大臣(日野市朗君) 古賀先生に御答弁させていただきます。

ボランティア貯金について、中央集権型、補助金行政に似た制度ではないかという御質問がございました。

ボランティアの支援、ボランティア活動促進のための施策につきましては、政府だけが一元的に行うのではなく、各地方公共団体や個人、企業も含めた社会全体で、それぞれの特質を生かした方法により多面的に取り組むことが望ましいと考えております。このような観点から、非常災害時において、ボランティア団体に対して国民の善意を広く範囲にかつ同時に募るという要請にこたえるために、全国津々浦々にある郵便局のネットワークを活用する一方、寄せられた国民の善意をボランティア団体に公平、公正、迅速かつ効率的に届けるためには、審議会に諮問した上、寄附金の配分を一元的に行うことが適当であると考えたものでございます。

また、この災害ボランティア口座は、いわゆる補助金制度のような公的な補助とは異なりまし

て、国民一人一人が社会的な活動に参加しようという共助の精神を側面から支援し、ボランティア活動の芽を育てていこうとするものでございます。

なお、本制度の運用に当たりましては、被災地の地方公共団体、社会福祉協議会等とも連携を図って、被災者のニーズにも十分こたえていく考えであります。

本制度がボランティアを差別しディスカレッジする、そういう可能性があるのではないかという御質問でございますが、ボランティア団体の公募に当たっては、全国の郵便局において公示するほか、被災地の地方公共団体、社会福祉協議会等の関係機関に広く周知することとしております。

また、寄附金の配分に当たっては、被災地の地方公共団体を初め関係行政機関と協議を行うとともに、郵政審議会の審議を経ることにより、公平かつ公正に配分団体及び配分金額を決定することといたしております。具体的には、非常災害発生時におけるボランティア団体の主体的な活動の円滑化に資するよう、できるだけ多くの団体に配分することとするなど、むしろボランティア団体をエンカレッジするよう制度の適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

本制度は、国際ボランティア貯金と異なりまして、非常災害の発生という緊急事態において機動的に対応する必要があることから、送金手段として郵便振替口座を利用することにより、寄附者の善意を速やかに伝える仕組みといたしました。すなわち、非常災害が発生して国民のボランティア活動に対する支援の機運が高まっているときをと

らえて、効率的、効果的に実施することが国民のニーズにもかなうと考えたからでございます。

要介護者の支援策についてであります。郵貯が要介護者への支援策を単独先行する理由いかん、及び従来の統制行政そのものと批判にどうしたかという御質問でありました。

少子・高齢社会の進展に伴い、寝たきりの高齢者等要介護者を抱えた家庭の経済的、精神的負担は大きく、その軽減措置を講ずることは重要な政策課題でございます。このような中で国民が豊かで安心して暮らせるようにするには、昨年末に閣議決定されました経済審議会の報告書において指摘されているように、各人が課題をみずから解決すること、つまり自助でございますね、それから社会的な助け合い、共助を支援していくこと、また公的なサービスを提供することを通じて組み合わせる社会的支援システムを構築することが必要とされているところでございます。

要介護者に対する金銭的優遇は、郵便貯金として企業努力によりできる範囲内で、要介護者が預入する定期郵便貯金について一般の預金者よりも優遇した利率をつける等の措置を講ずることにより、その経済的負担を幾ばくかでも軽減させるものであり、自助努力に対して一つの選択肢を提供するものと考えております。

介護問題の解決に当たっては、自助、共助、公助の適切な組み合わせにより総合的に取り組む必要がありますが、本施策は自助の分野における国民のニーズにこたえるものであり、このように実施可能なところから支援策を一つ一つ積み重ねて、現実的な解決に向けて前進させていくことが

何よりも重要でございます。そして、このような積み重ねが全体として介護問題の解決に資することになるものと考えております。なお、この施策の策定及び実施に当たっては、厚生省等関係省庁とも密接な連携をとりながら行うこととしたしております。

実際の優遇が余りにも小さいのではないかと、また制度改善の一環として非課税限度額の拡大等を要望する声もあるという御質問でございます。

要介護者に対する金銭的優遇等の施策内容について具体的に申し上げますと、預入総額は、主たる対象者になると思われる七十歳代の高齢者の方の貯蓄ニーズをおおむね満たす額になっていると考えているところであり、また、金利の上乗せ幅については、一般の預金者とのバランスをも考慮して決定したところでございます。適正なものと考えております。

なお、当然のことながら、今後における介護費用の動向や要介護者をめぐる環境の変化については、これを十分見きわめて、必要に応じてこの制度の改善充実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、税制の関係で申し上げますと、今回の施策の対象者の多くは非課税制度を利用している方と考えられ、その場合、当然、上乗せ利率分の利子についても非課税扱いになると考えております。なお、非課税限度額の拡大等については、昨今の厳しい財政状況等にかんがみまして、慎重な検討を要するものと考えております。

優遇は全体でどれくらいの規模か、それは郵便貯金事業の黒字のどのくらいを還元することになるのかという御質問にお答えをいたします。

本年度に郵便貯金特別会計で負担する経費は、定期郵便貯金の利率の優遇について約四・九億円、また預金者貸し付けの貸付金の利率の軽減については約三・六億円、両者を合わせて約八・五億円になるものと見込んでおります。これは、本年度予算における黒字予定額約七千五百六十三億円の約〇・一％に当たるものでございます。

国会の改革の問題について御質問がございました。

統制を超えた総合政策の確立のための国会改革についての御提案でございますが、委員会の設置、運営を初めとする国会のあり方につきまして、国会を構成する政党、各会派において議論されるべきものと理解をいたしております。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十二分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
郵政大臣 日野 市朗君
国務大臣 梶山 静六君

出席政府委員

郵政省貯金局長 木村 強君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)
一、去る二十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律
水質汚濁防止法の一部を改正する法律
(通知書受領)
一、昨二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
警察法の一部を改正する法律
(報告書受領)

一、去る二十八日、人事院総裁弥富啓之助君から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成七年度的人事院の業務状況報告書を受領した。

一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領した。
首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成七年度首都圏整備に関する年次報告
一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

第百三十四回国会衆議院において採択された請願の処理経過
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員
辞任 星野 行男君 補欠 河合 正智君

辞任 星野 行男君 補欠 河合 正智君

官 報 (号 外)

松本 龍君 岡崎トミ子君 河合 正智君 星野 行男君 岡崎トミ子君 松本 龍君	労働委員 松岡満壽男君 吉田 治君 岡崎トミ子君 松本 龍君 松本 龍君 岡崎トミ子君	安全保障委員 赤松 正雄君 松岡満壽男君 吹田 悞君 赤松 正雄君 河合 正智君 星野 行男君 星野 行男君 河合 正智君	予算委員 松岡満壽男君 吹田 悞君	辞任 井奥 貞雄君 榎床 伸二君 福留 泰蔵君 齊藤 鉄夫君 今村 修君 山元 勉君 齊藤 鉄夫君 福留 泰蔵君 榎床 伸二君 井奥 貞雄君 山元 勉君 今村 修君	辞任 根本 匠君 遠藤 利明君 遠藤 利明君 根本 匠君	厚生委員 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	特別委員辞任及び補欠選任 一、去る二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 金融問題等に関する特別委員
金子 一義君 与謝野 馨君 栗原 博久君 蓮実 進君 穂積 良行君 七条 明君 江田 五月君 山田 宏君 山田 宏君 山田 正彦君 松岡満壽男君 鮫島 宗明君 七条 明君 穂積 良行君 蓮実 進君 栗原 博久君 与謝野 馨君 金子 一義君 山田 五月君 江田 五月君	北側 一雄君 山岡 賢次君 吉井 英勝君 佐々木陸海君 海江田万里君 榎崎弥之助君 山岡 賢次君 北側 一雄君 佐々木陸海君 吉井 英勝君 榎崎弥之助君 海江田万里君	一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 民事執行法の一部を改正する法律案(保岡興治君外五名提出、衆法第四号) 法務委員会 付託	一、去る二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件 領海法の一部を改正する法律案 海上保安庁法の一部を改正する法律案 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案 水産資源保護法の一部を改正する法律案 (議案通知)	一、去る二十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案 (決議送付)	一、去る二十八日、土井議長から橋本内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。 国連海洋法条約の実施に伴う漁業秩序の確立等に関する決議 (議案通知書受領)	一、昨二十九日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 警察法の一部を改正する法律案 (答弁書受領)	一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岡崎宏美君提出阪神・淡路大震災被災地における雇用対策に関する第三回質問に對する答弁書

衆議院議員平田米男君提出シックハウス(病氣の家)症候群に関する質問に對する答弁書

平成八年五月七日提出
質問 第二一 号

阪神・淡路大震災被災地における雇用対策に関する第三回質問主意書

提出者 岡崎 宏美

阪神・淡路大震災被災地における雇用対策に関する第三回質問主意書

この問題について二回にわたり質問主意書を提出し、答弁も得たが、不十分な点、改めて政府の真意を確認しなければならぬ点、さらに全く答弁されていない点があるので、改めて質問する。

一 「被災地の雇用情勢を把握できるデータ」として、一部兵庫県の値を含めた全被災地を管轄する公共職業安定所のデータが示されたが、震災のもつ局地性に鑑み、もっとも深刻な被害を受けたと思われる神戸・阪神間の雇用失業実態を把握するために、神戸、灘、西神、西宮の各公共職業安定所単位の有効求人倍率(一般、パートタイム別)、同男女別有効求人倍率(一般、パートタイム別)、同中高年齢者の有効求人倍率(一般、パートタイム別)、同男女別就職率、同中高年齢者の就職率を全国値と比較して明らかにしたうえで、当該地域の雇用失業情勢に對する政府の認識を改めて明らかにされたい。

二 「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(以下「就労促進法」という。)で一年間に雇入れられた被災失業者の実人員が四十一人であるにもかかわらず、同法が「被災地における雇用の促進に一定の効果を發揮している(四月十六日付け答弁第八号)」との認識を政府が持っているというところは、そもそも同法による効果は一年間に四十〜五十人程度の被災失業者の雇用であるとの認識を政府が有しているというところになるが、相違ないか。相違の有無を明らかにされ、相違ある場合には何がどう違うのか具体的に明らかにされたい。

三 「就労促進法」によって「雇入れなければならない」とされた被災失業者が一年間で四十四人であるにもかかわらず、政府が同法によって「相当数の被災失業者を吸収できる(答弁第八号)」と認識しているというところは、政府の言う「相当数の被災失業者」とは一年間で四十〜五十人程度ということになるが相違ないか。相違の有無を明らかにされ、相違ある場合には何がどう違うのか具体的に明らかにされたい。

四 この間「公共事業の発注部局との連携強化」「公共事業を施行する建設業者への指導に努めてきた(答弁第四号)」結果として、一年間に四十一人しか就労できなかったにもかかわらず、今後「公共事業の発注部局との連携強化」「公共事業を施行する建設業者への指導(答弁第八号)」を繰り返すことしかないというところは、政府の言う「できるだけ多く公共事業に就労できるよう(答弁第四号)」とは、今後とも一年間に四十〜五十人程度の就労をめざしていくとい

うことになるが、相違ないか。相違の有無を明らかにされ、相違ある場合には何がどう違うのか具体的に明らかにされたい。

五 「就労促進法」によって「雇入れなければならない」とされた被災失業者が一年間で四十四人であるにもかかわらず、同法に基づく「当該職種に被災失業者が就労することが困難である」とは認識していない(答弁第八号)との認識を政府が持っているというところは、同法に基づく当該職種への就労を希望している被災失業者は一年間に四十〜五十人程度しかないにもかかわらず、相違の有無を明らかにされ、相違ある場合には何が、どう違うのか具体的に明らかにされたい。

六 直接雇用対策ではなかったためか、衆質一三六第八号の五において求めた「被災地における福祉分野の『公共事業』の拡大の緊急性」に関する政府の認識は、全く答弁されていないので再度質問する。

内閣衆質一三六第二一 号
平成八年五月二十八日
内閣総理大臣 橋本龍太郎
衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員岡崎宏美君提出阪神・淡路大震災被災地における雇用対策に関する第三回質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岡崎宏美君提出阪神・淡路大震災被災地における雇用対策に関する第三回質問に對する答弁書

一 について

平成八年三月の全国並びに神戸公共職業安定所、灘公共職業安定所、西神公共職業安定所及び西宮公共職業安定所に係る有効求人倍率は表一のとおりであり、同月の全国並びに神戸公共職業安定所、灘公共職業安定所、西神公共職業安定所及び西宮公共職業安定所に係る就職率は表二のとおりである。

男女別の有効求人倍率は、先の答弁書(平成八年三月十五日内閣衆質一三六第四号)において述べたように、原則として求人男女別に取

り扱わないため、算出できない。
神戸公共職業安定所、灘公共職業安定所及び西宮公共職業安定所に係る就職率は、阪神・淡路大震災以前と比較して低下しているなど、阪神・淡路大震災を受けた地域(以下「被災地」という。)における雇用失業情勢には厳しい面があると認識している。

表一

年齢計	区 分		全 国	神 戸	灘	西 神	西 宮
	一般パートタイムを除く	パートタイム					
	〇・六六倍	一・三六倍		〇・五〇倍	〇・五七倍	〇・四二倍	〇・三〇倍
				〇・九五倍	二・二二倍	〇・六二倍	二・九七倍

中高年齢者	一般(パートタイムを除く)	パートタイム
	〇・二五倍 〇・二三倍 〇・二六倍 〇・一五倍 〇・二三倍	〇・六一倍 〇・三四倍 一・一七倍 〇・二二倍 一・六七倍

表一

年齢計	分		全国	神戸	灘	西神	西宮
	男子	女子					
中高年齢者	男女計	男女計	四・四%	四・四%	四・八%	五・三%	二・六%
男子	七・四%	四・四%	四・四%	四・五%	五・四%	二・九%	二・四%
女子	四・三%	三・一%	三・一%	三・五%	二・四%	二・三%	二・三%
男女計	四・四%	三・四%	三・四%	三・五%	二・八%	二・五%	二・五%
女子	四・二%	三・〇%	三・〇%	三・五%	一・九%	二・〇%	二・〇%

一 就職率は就職件数を有効求職者数で除したものである。
二 数値は原数値である。
三 年齢計は新規学卒者を除き、中高年齢者は新規学卒者及び臨時・季節を除く。

二及び五について
平成七年三月一日から平成八年二月二十九日までの間に、阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成七年法律第二十号)に基づき、公共職業安定所において対象職種(同法第二条第三項の規定に基づき一定数の被災失業者(同条第二項第一号の被災失業者をいう。以下同じ。))を雇い入れていなければならぬこととされている職種をいう。以下同じ。))への就労を希望した被災失業者は、他の職種に就

労した者や求職活動を停止した者を含めて八十九人である。このうち同条第三項の規定に基づき公共事業の事業主体等に雇い入れられた者は、実人員では三十三人、延べ人員では三十三人六人日となっており、同法は各級の対策とあいまって、被災地における雇用の促進に一定の効果を発揮しているものと認識している。

三について
平成七年三月一日から平成八年二月二十九日までの間に、被災地において国、地方公共団体等が「公共的な建設又は復旧の事業」を計画実施

することにより、同法第二条第三項の規定により雇い入れていなければならないこととされた被災失業者の延べ人員が五千六百六十六人日であったところ、同法により延べ人員で三千六十六人日という相当数の被災失業者を吸収できた認識している。

今後同法により公共事業に吸収できる被災失業者の数については、対象職種への就労を希望する者の数にも依存するところであり、一年間に四十人から五十人程度の就労を目指すということではなく、対象職種への就労を希望する者については、できるだけ多く公共事業に就労できるように努めてまいりたい。

被災地における福祉分野の事業の拡大の緊急性が増大したことに対応して、応急仮設住宅等へのホームヘルパーの派遣、福祉サービスの整った地域型仮設住宅の設置等により必要な福祉サービスの提供を行ってきたところである。

なお、先の答弁書(平成八年四月十六日内閣衆質一三六第八号)において述べたように、福祉分野の事業については、同法に基づき事業主体等に一定の吸収率を定めて被災失業者の雇用を義務付けるという手法はなじまないと考えている。

平成八年五月七日提出
質問 第二二二号
シックハウス(病気の家)症候群に関する質問
主査書
提出者 平田 米男

シックハウス(病気の家)症候群に関する質問
主査書

合板の床やビニールクロス等の壁紙など、住宅内装材の有害化学物質が原因とみられる「シックハウス(病気の家)症候群」が問題化している。こうしたシックハウス症候群は、コンクリート住宅が主流の欧米に多かったが、国内でも省エネ設計の高気密、高断熱型の住宅が増えるにつれ急増している。これにより、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎などを訴える患者も増えているため、使用規制など、行政の強力な対応が必要であると考へ、次の事項について質問します。

一 目やのどの異常で訪れた外来患者千人を調べたところ、半数が、新築間もない家屋に多いことがわかったが、住宅内装材との因果関係は考えられるか明示されたい。

二 内装材から出る有害化学物質に対する国の規制方針はどうなっているのか。特に発ガン性のあるホルムアルデヒドなどの使用規制はどうなっているのか明示されたい。

三 新築一戸建て住宅での実験結果では、WHO(世界保健機関)の基準値を上回る濃度が出たが、日本ではまだ濃度基準値も設定されていないが、早急に基準値を設ける考へはあるか、明らかにされたい。

四 測定方法についてのマニュアルを設けるべきだと思ふが、具体的予定はあるのか、明らかにされたい。

五 日本では歴史の浅いシックハウス症候群だが、医療窓口の整備はできているのか、明らかにされたい。

六 現在、患者に対する治療はどのようになされ

ているのか、明らかにされたい。

七 行政の關係機關による今日までの研究成果を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆議一三六第二号

平成八年五月二十八日

内閣總理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員平田米男君提出シックハウス(病氣の家)症候群に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員平田米男君提出シックハウス

(病氣の家)症候群に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の外來患者千人に対する調査については承知していないが、一般的には、住宅の内装材から室内に発散する化学物質の中には、低濃度であっても結膜に刺激を与え又は咽頭に乾燥感を覚えさせるものがあることは承知している。なお、目又はのどの異常は、化学物質以外の原因によっても生じる症状であることに加え、御指摘の患者の家屋内における化学物質の種類、濃度等が不明であることから、当該患者の症状が住宅の内装材によって発生したものであるかを判断することは困難である。

二について

御指摘のような内装材から出る有害化学物質に関しては、現在のところ、国の規制方針及び使用規制は存在しない。

三及び四について

平成七年三月から、厚生省生活衛生局において、関係分野の有識者による快適で健康的な住宅に関する検討会議(以下「健康住宅検討会議」という。)を設け、住宅の室内における有害化学物質のうち現時点で作成が可能なものについて、その濃度及び標準的な測定方法等の住宅の衛生に関するガイドラインを作成することを目的に検討を進めているところである。

五について

御指摘のシックハウス症候群に含まれるとされるアトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎等のアレルギー疾患については、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六十九条第一項の規定に基づき医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に関して広告することができず事項の一つである同法第七十条第一項に規定する医療及び歯科医療につき政令で定める診療科名(以下「標ぼう診療科名」という。)に新たにアレルギー科等を加えるべきであるとする医道審議会の意見書(平成八年三月二十七日医道審第三号)を踏まえ、現在医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十八号)を改正する手続を進めているところである。標ぼう診療科名にアレルギー科を追加することにより当該疾患を有する患者の適切な受診の確保が図られるものと考えている。

六について

平成四年度から平成六年度にかけて行ったアレルギー総合研究事業及び平成七年度から行われている長期慢性疾患総合研究事業において、

アトピー性皮膚炎等アレルギー疾患についての治療マニュアルの作成及び新たな治療方法の確立等に向けた研究を行ってきたところである。

また、国立病院及び国立療養所においても、国立相模原病院をアレルギー疾患治療に関する中心的な役割を果たす施設として位置付け、専用病床を整備するとともに専門の外來診療を実施するなど、アレルギー疾患の医療に積極的に取り組んでいるところである。

七について

昭和六十三年年度から平成元年度にかけて建設省においては、健康で快適な住宅の開発についての調査を実施し、健康で快適な住宅の在り方の検討及び健康を阻害する要因等の総合的な分析を行ったところである。

平成四年度から平成六年度にかけて厚生省においては、アレルギー総合研究事業として住民に起因するアレルギー疾患について研究を行ったところであり、特に平成六年度においては、ホルムアルデヒドが粘膜等に対する刺激のみでなくアトピー性皮膚炎等の原因になるのではないかとの観点から「室内ホルムアルデヒド(HCHO)濃度の測定とこれが健康に及ぼす影響」等の課題について研究を行ったところである。

平成七年度から厚生省においては、健康住宅検討会議における検討に資するため、住宅等における室内のホルムアルデヒド等の濃度の実態調査を行っているところである。

なお、平成七年度から住宅・都市整備公団においては、建築材料に添加される化学物質の健康への影響を含め、集合住宅と健康の關係に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

する研究を行っているところである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成八年二月二十日

内閣總理大臣 橋本龍太郎

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「六十五年」を「七十年」に改める。

第三十五条第一項及び第二項中「事務局」を「事務局」に改め、同条第三項中「事務局」を「事務局」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「事務局」を「事務局」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

事務局に事務総長を置く。

事務総長は、事務局の局長(第五十一条の二の規定により、公正取引委員会が審判官として行わせることとした事務を除く。)を統理する。

事務局に官房及び局を置く。

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第七條第二項、第五項及び第六項並びに第十九條の規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務の範囲及び内部組織について準用する。

平成八年五月三十日 衆議院會議録第三十号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に關し承認を求めるの件及び同報告書

第三十五条の二第二項中「事務局」を「事務総局」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができる。

前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、総理府令で定める。

第三十五条の三中「事務局」を「事務総局」に改める。

第百十四條の次に次の一條を加える。

第百十五條 当分の間、第三十五条第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の總数の最高限度は、三とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

第二条 改正後の第三十條第三項の規定は、この法律の施行後に任命される委員長及び委員から適用する。

(国家行政組織法の一部改正)

第三条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。

8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

(判事補の職權の特例等に関する法律の一部改正)

第四條 判事補の職權の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三條の三中「の事務局」の下に「若しくは事務総局」を、「審査部」の下に「若しくは同事務局」に置かれる局であつて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定に違反する事件の審査に關する事務を所掌するもの」を加え、「在つた」を「あつた」に改める。

(沖繩開発庁設置法の一部改正)

第五條 沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号イ中「事務局」を「事務局」に改める。

理 由

最近における經濟情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による國民經濟の一層の發展に資するため、公正取引委員會の機能強化する観点から公正取引委員會に事務總局を置くとともに、委員長及び委員の人事を一層幅広い範圍から行う観点からその定年を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における經濟情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による國民經濟の一層の發展に資するため、公正取引委員會の機能強化する観点から公正取引委員會に事務總局を置くとともに、委員長及び委員の人事を

一層幅広い範圍から行う観点からその定年を引き上げる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公正取引委員會委員長及び委員の定年の引上げ

公正取引委員會の委員長及び委員の定年を現行の六十五歳から七十歳に引き上げるものとする。

2 公正取引委員會の事務局組織の改正

(一) 公正取引委員會の事務を処理させるため、事務局に代えて事務總局を置くものとする。

(二) 事務總局に事務總長を置き、事務總長は、事務總局の局長(公正取引委員會が審判官をして行わせることとされている審判手続の一部委任事務を除く)を統理するものとする。

(三) 事務總局に官房及び局を置くものとする。

(四) 事務總局の地方機關として、地方事務所のほか所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させるものとする。

(五) 当分の間、(三)の規定に基づき置かれる官房及び局の總数の最高限度は三とする。

3 施行期日等

(一) この法律の施行日は、平成八年四月一日とする。

(二) 1の規定は、この法律の施行後に任命される委員長及び委員から適用する。

(三) 国家行政組織法第七條を改正し、委員会には、特に必要がある場合においては、法

律の定めるところにより、事務總局を置くことができるものとする。

(四) 判事補の職權の特例等に関する法律及び沖繩開発庁設置法について所要の改正を行うものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、公正取引委員會の機能強化を図るための措置として妥當なものと認めるが、施行期日については修正を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する經費

平成八年度一般会計予算における公正取引委員會の組織改革後の人件費總額として四十三億五百万円が計上されている。

右報告する。

平成八年五月二十八日
商工委員長 甘利 明
衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日平成八年四月一日から施行する。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員會事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に關し承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成八年三月一日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 久保 亘

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十五條の二の規定により、近畿事務所の管轄区域を変更し、近畿中国四国事務所とするとともに、同事務所の支所を設置する必要があるため、別紙のとおりその変更及び設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名称	位置	管轄区域
近畿中国四国事務所	大阪市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
中国支所	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国支所	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県

理由

公正取引委員会の機構改革の一環として、同事務所の地方事務所を合理的に再編することにより事務の効率性等の向上を図るため、近畿事務所の管轄区域を変更し、近畿中国四国事務所とするとともに、同事務所の支所を広島市及び高松市に設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、公正取引委員会の機構改革の一環として、同事務所の地方事務所を合理的に再編することにより事務の効率性等の向上を図るため、近畿事務所の管轄区域を変更し、近畿中国四国事務所とするとともに、同事務所の支所を広島市及び高松市に設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、公正取引委員会の機構改革の一環として、地方事務所の合理的な再編等を図るための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成八年五月二十八日

商工委員長 甘利 明
衆議院議長 土井たか子殿

平成八年五月三十日 衆議院会議録第三十号

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に関し承認を求めるの件及び同報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第二、三、十二、十九号の発送は都合により後日となるため、第三十号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目番四号
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号二部
(配本送料)	別
料	〇〇三円
別	四